

第32回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年1月30日（木）午後3時00分から午後4時45分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人
会長 7番 中井 悟
会長職務代理 13番 西元 道啓
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝
3番 安田 伸二 5番 向山 博
6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆
9番 岩間 勇市 10番 杉本 峯一
11番 吉田 靖志 12番 椿 新二
15番 親谷 隆 16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 14番 高山委員
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 現況証明願いについて
第5 農地法第18条第6項の規定による通知について
第6 農地法第3条の規定による許可申請について
第7 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第8 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）について
第9 農用地区域の変更について
第10 令和2年農作業雇用標準賃金の改定について
第12 農地利用最適化推進委員の委嘱の有無について
第13 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第14 女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史
農地係長 福岡 直樹

7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、14名であります。
定足数に達しておりますので、これから第32回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。
なお、欠席の申し出が、山委員からありました。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
それでは、日程に従って進めてまいります。
日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、12番 椿委員と13番 西元委員を指名いたします。
日程第2、会期の決定についてを議題とします。
本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。
日程第3、諸般の報告についてを議題とします。
第31回の総会以降の諸般について、報告いたします。
1月4日 新年交礼会がらぶちゃんホールで皆さんと共に出席しております。
1月16日 開基120年記念事業実行委員会に出席しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

NO1からNO2について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があ

ったので、受理の可否について、議決を求める。令和2年1月30日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成20年8月28日から令和2年1月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年1月15日、土地引渡の日は令和2年1月30日です。解約理由は、経営規模を縮小するため、解約するものです。

番号2、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成13年5月30日から平成19年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年1月23日、土地引渡の日は令和2年1月30日です。解約理由は、契約相手を変更するため、解約するものです。

議 長

NO1からNO2について、担当委員から順次、補足説明を願います。

9 番
(岩間委員)

番号1番について説明いたします。解約の理由につきまして事務局説明のとおりであります。場所につきましては、〇〇〇がありまして、〇〇〇さんというお宅がありまして、その周り〇〇〇さんの家の手前と前側と〇〇方面に向かいます、〇〇さんの家の前側です。よろしくお願いたします。この件につきまして2号議案にも出てきますのでよろしくお願いたします。

15 番
(親谷委員)

番号2番について説明いたします。内容につきましては事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇を渡ってすぐの一団地、もう少し離れたところにありますのでよろしくお願いたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
NO1からNO2については、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第1号については、原案のとおり受理することとします。
次にNO3について、上程いたします。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、親谷委員の退席を求めます。暫時休憩します。

(親谷委員退席)

再開します。NO3について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号3、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成30年6月1日から令和5年5月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年1月17日、土地引渡の日は令和2年1月30日です。解約理由は、契約相手を変更するため、解約するものです。

議 長

NO3について、担当委員の補足説明を願います。

5番
(向山委員)

番号3番についてご説明いたします。内容につきましては事務局説明のとおりです。内容は事務局説明のとおりでございます。場所は、〇〇さんの自宅の前です。よろしくお願い致します。

議 長

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。

本案のNO3については、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO3は、原案のとおり受理することとします。

暫時休憩といたします。

(親谷委員着席)

再開します。

NO4からNO6について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号4、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成25年3月6日から令和5年3月5日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年1月20日、土地引渡の日は令和2年1月30日です。解約理由は、契約相手を変更するため、解約するものです。

番号5、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成9年2月28日から平成19年3月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年1月20日、土地引渡の日は令和2年1月30日です。解約理由は、耕作できないため、解約するものです。

番号6、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成22年4月27日から平成30年3月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年1月23日、土地引渡の日は令和2年1月30日です。解約理由は、譲渡するため、解約するものです。

議長

NO4からNO6について、担当委員から順次、補足説明を願います。

8番
(山田委員)

4番、〇〇さんと〇〇さんの件でございます。内容については事務局説明のとおりです。この案件後ほど出てきますのでよろしくお願いたします。

16番
(伊藤委員)

5番について説明いたします。内容については事務局説明のとおりです。場所ですが〇〇さんと〇〇さんの家との間にある左側になる土地と右側に2か所ある土地であります。よろしくお願いたします。

13番
(西元委員)

6番、解約内容につきまして事務局説明のとおりです。場所は〇〇さん宅があった跡地の農地でございます。〇〇につきましては、〇〇があったが、国道から入っていく道路がありますが、道

路を〇〇の方へ向かって行きまして、途中から下り坂になりますが、その手前側の右側と左側にある農地でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。
 質疑ありませんか。

全委員 質疑なし。

議 長 質疑なしと認めます。
 本案のNO4からNO6については、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 NO4からNO6は、原案のとおり受理することとします。
 日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
 NO1からNO5について、上程します。
 事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定、並びに使用貸借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和2年1月30日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸借理由は、後継者に経営を移譲するため、後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和12年1月29日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、世帯内の貸借であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号2、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないため、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇〇円、その他2筆は〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和7年1月29日までの5年間です。

番号3、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないため、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和7年1月29日までの5年間です。別紙調査書をご覧ください。

調査書議案第2号から3号は同じ記載となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、借主の経営農地はすべて耕作されており、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号4、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸借理由は、後継者に経営を移譲するため、後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和12年1月29日までです。

番号5、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇也さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、〇〇氏の後継者へ経営を移譲するため、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和5年1月29日までの3年間です。

議 長

NO1からNO5について、担当委員の補足説明を願います。

9番
(岩間委員)

1番から3番まで説明いたします。理由につきましては、事務局説明のとおりです。議案第1号議案で解約された案件、1番の方は、〇〇〇さんと〇〇〇さんが解約された一部でまだ処理されていない、後継者がまだ作りたいということで〇〇〇を作っていたところだけ残しました。その部分を今回後継者に経営移譲するということでもあります。図面は先ほど説明いたしましたが、〇〇〇へ入っていきまして、〇〇〇さんの家の手前、〇〇番〇手前の右側になります。もう一つは〇〇〇さん宅のちょうど裏側になります。

番号2番につきましては、〇〇さんと〇〇さんの件です。場所につきましては、〇〇さんの家の近くと〇〇さんの家の周りと〇〇さんの家の前ということです。

3番目につきましては、〇〇さんの家のちょうど裏側に当たる場所ですのでよろしくお願いたします。

15番
(親谷委員)

番号4番ですが、内容につきまして事務局説明のとおりです。後継者の〇〇〇さんに経営移譲するものであります。場所は、先ほど事務局からも説明申し上げました様に、〇〇さんの住宅の付近、それから〇〇〇さんの付近、〇〇〇をまたいで少し上に行き〇〇〇に向かって右側の部分、それから〇〇さんの住宅の付近、それから〇〇さんの住宅の少し引込んだ所の土地であります。

番号5番につきましては、先ほど解約した土地です、よろしくお願いたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
本案のNO1からNO5については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO1からNO5は、原案のとおり決定し、許可することとします。

次にNO6について、上程いたします。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、親谷委員の退

席を求めます。暫時休憩します。

(親谷委員退席)

再開します。

NO6について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号6、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、〇〇氏の後継者へ経営を移譲するため、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和7年1月29日までの5年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、経営移譲に伴う貸借であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

NO6について、担当委員から補足説明を願います。

5番
(向山委員)

番号6番についてですが、内容につきまして事務局説明のとおりです。この案件は1号案件で解約された土地でございますのでよろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。

本案のNO6については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

NO6は、原案のとおり決定し、許可することとします。
暫時休憩といたします。

(親谷委員着席)

再開します。

日程第6、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1からNO12について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。令和2年1月30日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の移転、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年2月6日から令和5年4月30日までの3年間です。価格は、〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、後継者に経営移譲したため、賃借権を移転するものです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年2月6日から令和12年2月5日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年2月6日から令和12年2月5日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、番号1番については、経営移譲した後継者へ移転するものであり、番号2番から3番については、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号4、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年2月6日から令和3年2月5日までの1年間です。価格は、総額で〇〇〇円。10a当たりの価格は、〇〇番〇が共済水張面積価格で、〇〇〇円、〇〇番〇が〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号5、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、代理人蘭越町長。土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年2月6日から令和7年2月5日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧願います。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

なお、代理人 蘭越町長となっています。農地集積協力金の該当になっている案件です。あいだに円滑化団体である町に白紙委任することとなっております。

また、契約期間についてですが、前回の契約期間からの更新となりますが、農地集積協力金を受けているものは10年間賃貸借

を継続することとなっており、いずれも農地集積協力金が伴うため継続契約するものです。

番号6、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年2月6日から令和3年2月5日までの1年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号7、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年2月6日から令和3年2月5日までの1年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。

番号8、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和2年9月1日、対価の支払期限は令和2年8月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

第7番から8番は同じ記載となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号9、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律

関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和2年3月1日、対価の支払期限は令和2年2月末日です。価格は〇〇〇円です。譲渡理由は、〇〇〇規模拡大のため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号10、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は共済水張面積価格で〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和2年3月1日、対価の支払期限は令和2年2月末日です。価格は〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため、農地を譲渡するものです。

番号11、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和2年3月1日、対価の支払期限は令和2年2月末日です。価格は〇〇〇円です。譲渡理由は、〇〇氏規模拡大のため、農地を譲渡するものです。

番号12、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和2年3月1日、対価の支払期限は令和2年2月末日です。価格は〇〇〇円です。譲渡理由は、〇〇氏規模拡大のため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

第10番から12番は同じ記載となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号

口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議長

NO1からNO12について、順次、担当委員の補足説明を願います。

15番
(親谷委員)

番号1番に関しまして説明致します。内容は、事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇さん住宅の裏側一角であります。

2番につきましては、〇〇さん住宅の裏側に当たります。

3番につきましては、〇〇さん住宅を200m位上がったところの一角であります。よろしく願いいたします。

5番
(向山委員)

番号4番、内容につきまして事務局説明のとおりです。場所は〇〇さん宅前でございます。よろしく願いいたします。

16番
(伊藤委員)

5番説明いたします。内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇宅の周りに2筆、それと〇〇を入れていったところの左手にある2筆、右側の方の〇〇へ向かっていくところになります。よろしく願いいたします。

1番
(天水委員)

番号6番、内容は事務局説明のとおりです。場所は〇〇さん家の横にある土地になります。よろしく願いいたします。

8番
(山田委員)

番号7番と8番です。先ほど1号議案で出てきた案件でございます。〇〇さん住宅の横と前の部分で賃貸。その他3点〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇の3点住宅の裏になります。よろしく願いいたします。

13番
(西元委員)

番号9番、内容に関しましては事務局説明のとおりです。場所は1号議案の時に説明させていただきました。よろしく願いいたします。

9番
(岩間委員)

番号10番11番12番説明いたします。内容につきまして事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇〇を抜けまして、左側にある土地であります。これが番号10番であります。

番号11番、〇〇さんと〇〇さん、〇〇さんと〇〇さんの土地の中に以前に借主が借りていた土地の中に〇〇の土地になります。

番号12番は、〇〇さんと〇〇さんについて、こちらも同じで〇〇の土地でありますので、よろしく願いいたします。

議長 これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員 質疑なし。

議長 質疑なしと認めます。
NO1からNO12については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 質疑なし。

議長 議案第3号については、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

日程第7、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）ついてを議題とします。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、親谷委員の退席を求めます。暫時休憩します。

（親谷委員退席）

再開します。

NO1について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
（福岡係長）

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）の提出にあたり、蘭越町長から意見を求められた別紙の農用地利用配分計画（案）の適否について、議決を求める。令和2年1月30日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、権利の設定を受ける者は、〇〇〇さん、権利の設定

をする者は、〇〇〇さん。土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権の設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は令和2年3月12日から令和8年11月1日までの7年間です。価格は総額で、〇〇〇円です。借受理由は、引き続き借り受けし、経営の安定化を図るためです。

なお、本案件は、平成28年度に〇〇〇氏、〇〇〇氏が農地集積協力金を受けるため、10年間農地中間管理機構へ貸し付けたものであり、令和8年度まで賃貸契約が必要となりますが、このたび、経営移譲により後継者が引き続き借り受けることとなったものです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長 NO1について、担当委員の補足説明を願います。

5番
(向山委員) 内容は事務局説明のとおりです。場所ですが、写真見ていただいてまず一角が、〇〇さんの住宅の真上でございます。上の方にあるのが、〇〇さんの住宅の裏と、〇〇さん宅の港側になります。以上でよろしく願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員 質疑なし。

議 長 質疑なしと認めます。
本案については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第4号は、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。
暫時休憩といたします。
(親谷委員着席)

再開します。

日程第8、議案第5号 農用地区域の変更についてを議題とし

ます。

NO1からNO4について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第5号 農用地区域の変更について、農用地区域を変更することについて、蘭越町長から下記のとおり協議があったので、その可否について、意見を求める。

令和2年1月30日提出。蘭越町農業委員長名。

今回協議があったのは、除外が4件です。

番号1番、申請者は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、現況は畑、面積は〇〇〇㎡です。農家住宅建築のための除外であります。図面番号、議案第5号1番をご覧ください。場所は〇〇〇さんの住宅の前にある土地です。農地区分は、第1種農地であり、判断理由としては、10ヘクタール以上の集团的農地の一角に位置する土地です。農家住宅を建てるものであり、周辺地域に居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため、転用はやむを得ないと事務局では判断しております。

番号2番、申請者は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、現況は田で面積は〇〇〇㎡です。〇〇〇を建設するための除外であります。図面番号、議案第5号2番をご覧ください。場所は〇〇〇の横にある土地です。農地区分は、10ヘクタール以上の集团的農地の一角に位置する土地であり、第1種農地になると考えております。

番号3、申請者は〇〇〇さん、場所は〇〇番〇外〇筆、現況は採草放牧地、面積は〇〇〇㎡です。植林予定のため、除外するものです。場所は〇〇〇さん宅から約700m離れた土地です。農地区分は、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地である。また、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地になると考えております。

番号4、申請者は〇〇〇さん、場所は〇〇番〇外〇筆、現況は採草放牧地、面積は〇〇〇㎡です。植林予定のため、除外するものです。場所は、〇〇〇から、〇〇〇へ入った山林の中にある土地です。

農地区分は、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地である。また、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地になると考えております。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

1 3 番
(西元委員)

2 番の案件ですが、賃貸か売買なのか、最終的には〇〇〇さんの土地になるのか。〇〇〇の土地ではないと思われるので。

事務局
(木村局長)

今現在〇〇〇が建っている場所ですが、横の田んぼ一部は〇〇〇が賃貸して耕作している、〇〇〇さん所有地です。そちらの方に増築したいと〇〇〇を予定しているということで農政係へ農振除外申請をしているところでございます。転用につきましては、農振の除外の手続きが済んでからこちらの方に同時進行になると思いますが、5 条転用ですので、売買になると思います。

議 長

他に質疑ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

質疑なしと認めます。

全委員

異議なし。

議 長

本案については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

議案第 5 号は、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

日程 9、協議第 1 号 令和 2 年度農作業雇用標準賃金の改定についてを協議いたします。

事務局から説明願います。

事務局
(木村局長)

協議第 1 号 令和 2 年度農作業雇用標準賃金の改定について、令和 2 年 1 月 3 0 日提出、蘭越町農業委員長名。

農作業雇用標準賃金につきましては、毎年見直しを行っております。昨年につきましては、①水稲・畑とも手作業賃金を 6,800 円から 7,200 円へ、1 時間賃金を 850 円から 900 円へ、など外 4 点について改定をしております。

今年の見直しに当たっては、例年同様「振興・農政専門委員会」

に付託していただき、協議した内容を総会で検討いただきたいと事務局では考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、意見やご質問はございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 事務局の説明のとおり「振興・農政専門委員会」に付託し、検討していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 日程10、協議第2号 農地利用最適化推進委員の委嘱の有無についてを協議いたします。
事務局から説明願います。

事務局
(木村局長) 協議第2号 農地利用最適化推進委員の委嘱の有無について、令和2年1月30日提出、蘭越町農業委員長名。
平成28年4月1日施行「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」により、農業委員会等に関する法律が改正され、「農地等の利用の最適化の推進」（すなわち、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入による農地等の利用の効率化及び高度化の促進）が、農業委員会の必須事務とされました。
農業委員会は、この農地等の利用の最適化を強化するため、区域ごとに新たに「農地利用最適化推進委員」を委嘱し、農業委員と連携して取り組む体制を整備していくこととなっております。
農業委員会法第17条第1項に「推進委員を委嘱しないことができる市町村の条件」が記載されており、条件を満たさない農業委員会は推進委員を委嘱しなければなりません。条件を満たしている場合は委嘱の有無について農業委員会が決定することとされています。
前回改選時には、条件を満たしていること、また、農業委員定数1名増などから、当委員会では推進委員を委嘱しない判断をしております。
推進委員を委嘱しないことができる条件を改めて説明させていただきますと、2つありまして、1つ目は町内の区域内の遊休農地

の面積が、町の区域内の農地面積の 100 分の 1 以下であること。
2 つ目は、町の区域内において認定農業者の耕作面積が 100 分の 70 以上であることとなっております。

当町においては、平成 29 年改選後から町内を委員定数と同数の 15 に分け主体委員を置き、また、委員さんには担当区域以外にもそれぞれ 2 つの区域の補佐委員として活動していただいております。先ほど説明させていただきました条件につきましては、委員皆さんの日頃の活動成果により、遊休農地については、今年度の利用状況調査の結果が基準の 1% を下回る約 0.3%、また、認定農業者への農地の集積率は基準の 70% を上回る約 80% と、2 つのいずれの条件も満たしております。

これらを踏まえ、本年 7 月農業委員改選後の「農地利用最適化推進委員の委嘱の有無」について、ご協議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、意見やご質問はございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 農地利用最適化推進委員の委嘱の有無については、「無し」ということで決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 当委員会では、農地利用最適化推進委員の委嘱をしないということと決定いたします。

日程 1 1、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について事務局から報告願います。

事務局
(福岡係長) 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、令和 2 年 1 月 3 0 日提出、蘭越町農業委員長名。

1 月 1 4 日付けで、〇〇〇さんから、〇〇番〇外〇筆、田畑の全農地について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議 長 日程 1 2、報告第 2 号
令和元年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会について、天水委員から報告願います。

1 番
(天水委員)

報告第 2 号 令和元年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会について、1 月 20 日札幌市において、女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修を行ってまいりました。係長と出席してまいりました。慶応義塾大学の林先生による農村社会における女性の活躍ということで、今現在活躍されている女性の報告や未来に向けての地域づくりをどうやっていけば良いのかなど話がありました。また、事例報告として新冠町の農業委員の佐々木さんより、女性農業委員としてのなった経緯や活動などについて報告がありました。八紘学園の校長先生が見えて、入学者が年々少なくなっているとのことでした。

後志の女性農業委員が少ないという状態なので、ある程度情報交換などしたいということで共和町農業委員さんとニセコ町農業委員さんで懇親を深めて情報交換を行いました。以上です。

議 長

何か聞きたいことあれば。

全委員

ありません。

議 長

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(木村局長)

1 つ目、次回総会日程について 2 月 27 日、木曜日 13 時 30 分から行います。

2 つ目、農業委員会の法令順守についての注意喚起となります。お手元に配布しております「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」をご覧ください。以前も総会で触れました、昨年 10 月以降に連続して発生した農業委員の不祥事についてとなります。

これらの問題を受けて、令和元年 11 月 28 日に全国農業会議所が開催されました令和元年度全国農業委員会 会長代表者集会におきまして「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されております。

委員の皆様には決議文を熟読していただきまして、この申し合わせ決議の趣旨に則り、当農業委員会におきましても改めて自覚して農業委員会業務に取り組んでいただくことをお願いしまして注意喚起といたします。

3 つ目、2021 年度国策（農業政策と予算要求）意見要望の

とりまとめについて地方連からの依頼文書をお配りしております。例年5月末に全国農業委員会会長大会並びに北海道選出国會議員要請集会におきまして後志地方連と共に要請活動を行っております。

委員皆様が日頃感じていること、国へ改善願いたいことなどを記入し提出いただきたいたいと思います。

北海道農業会議作成の要望書（原々案）を添付しておりますので参考としていただければと思います。

なお、提出期限は地方連への提出期日の関係上、2月20日（木）とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

4つ目、昨年11月に実施しました道外視察研修決算状況について資料を配布させていただきました。

後ほどお目通しいただき、何かお気づきの点がありましたら事務局へ問い合わせをお願いいたします。

なお、令和2年度道外視察研修について視察研修先の要望等がありましたら検討材料とさせていただきますと考えておりますので、事務局まで申し付けください。

5つ目、農業委員の改選についてですが、スケジュールは前回の総会でお話しさせていただき、農林水産課農政係と調整中ではありますが、推薦・募集の期間を3月の1ヵ月間を予定としていきますのでお知らせいたします。

以上で報告を終わります。

議 長

何か聞きたいことはありませんか。

全委員

ありません。

議 長

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第32回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時45分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印